

第5次基本構想

前期基本計画（教育文化部会）

基本目標

第1章

「未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち」

大柱 子育て支援の充実

大柱 子どもの教育の充実 … P 2

大柱 青少年の健全育成支援 … P 5

1 施策の方向性

学校では、一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、家庭・地域・学校との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安心安全で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

2 現状と課題

- ・基礎的・基本的な学力定着のため、基礎学力定着支援員や小学校理科支援員などを活用し、個に応じた指導に取り組んでいますが、平成21年の市民意識調査では「学力の向上」の満足度について「わからない」とする回答が多いことから、学校応援団の活動を中心として、家庭や地域との連携を強化し、開かれた学校づくりを推進することが求められています。
- ・小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新学習指導要領が全面実施され、小学校高学年での外国語活動や中学校での武道が必修になります。
- ・いじめや不登校問題への対応のため、ふれあい相談員の配置や、教育相談研究室と学校や家庭との連携を図り、支援体制を充実していくことが大切です。
- ・学校施設の耐震化については、校舎・体育館の補強工事が終了しましたが、今後も計画的な改修工事により、安心・安全な教育環境の確保に努めます。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
子どもの教育の充実	－ 特色ある学校づくりの推進
	－ 学力の向上
	－ 特別支援教育の推進
	－ 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
	－ 安心・安全な教育環境の整備
	－ 英語教育・国際理解教育の充実
	－ 教職員の資質向上
	－ 大学との教育連携
	－ 教育相談体制の充実
	－ 不登校児童生徒の解消
	－ 学校給食の充実
	－ 学校施設・備品の充実
	－ 幼児教育・高校等教育の支援

5 施策の内容

(1) 特色ある学校づくりの推進（学校教育課）

信頼される学校づくりを目指して、各学校が地域の人材活用により、教育力をさらに高め、特色ある教育活動を推進します。

(2) 学力の向上（学校教育課）

「基礎学力定着支援員」や「少人数指導加配教員」などを活用し、さまざまな課題に対応するための思考力、判断力、表現力などの確かな学力の定着を図ります。

(3) 特別支援教育の推進（学校教育課）

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、すこやか支援員の配置をはじめ、富士見市発達障がい・情緒障がい通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能を充実し、適切な指導・支援を行います。

(4) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進（学校教育課）

地域に開かれた学校運営を目指して、家庭・地域の教育力を高めながら、学校応援団等との連携や情報の共有化を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

(5) 安心・安全な教育環境の整備（学校教育課）

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、スクールガード・チーフの配置や青色パトロールカーの巡回などにより、学校と地域が連携・協力し一体となった防犯体制の充実に努めます。

(6) 「英語教育・国際理解教育の充実」（学校教育課）

小学校の英語活動及び中学校の英語教育を推進するとともに、地域人材を活用した国際理解教育の充実を図ります。

(7) 教職員の資質向上（学校教育課）

教職員人事評価制度による学校の活性化と教育力の向上を図るとともに、学校研究や共同・個人研究、各種研修会等の充実により、教職員の資質の向上を図ります。

(8) 大学との教育連携（学校教育課）

教育実習、教育実践演習、スクールボランティアなどを通して、大学と各学校が連携し、学校教育の充実を図ります。

(9) 教育相談体制の充実（教育相談研究室）

悩みを持つ児童生徒、保護者や教員などの教育相談（電話相談・面接相談・巡回相談等）を充実します。また、教育相談に関する調査・研究、教職員への研修を推進するとともに、講演会などを通して教育相談の趣旨の啓発に取り組み、家庭教育の向上を支援します。

(10) 不登校児童生徒の解消（教育相談研究室）

学校復帰や社会的自立を目指して、教育相談研究室内の通室生指導員が、通室する不登校児童生徒の集団生活への適応指導や情緒の安定、基礎学力定着などの相談を進めます。

(11) 学校給食の充実（学校給食センター）

食育推進の観点から、安全で安定した給食を提供するため、食材の吟味、地場産食材の利用拡大、機械設備の計画的な修繕などを進めます。

(12) 学校施設・備品の充実（教育総務課 学校教育課）

学校施設の安全性と快適な施設環境を整えるため、トイレの洋式化や緊急性に応じた改修工事などにより、学校施設の改善を計画的に進めます。また、教育効果を高め、豊かな教育環境を整えるため、教材備品等を充実します。

(13) 幼児教育・高校等教育の支援（教育総務課）

幼稚園等への就園に対する補助を行います。また、高校・短大・大学等への入学に際して、経済的支援を必要とする市民を援助し、教育機会を保障します。

1 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

2 現状と課題

- ・問題行動の低年齢化や再非行の増加などの状況を改善するため、青少年に対し、携帯・インターネットなどに関する学習機会や多様な生活・自然体験を提供するほか、地域行事への参加などが求められています。
- ・青少年関係の組織は、市の附属機関である青少年問題協議会があるほか、県知事等から委嘱された青少年相談員や青少年育成推進員を含めた広範な市民からなる富士見市青少年育成市民会議があり、自主的な活動を行っています。
- ・地域子ども教室は、平成22年度において全小学校区に設置されましたが、事業内容等の改善や放課後児童クラブ、学校応援団や公民館との連携・協力が求められています。
- ・児童館における取組みとしては、小学生だけでなく、中高校生を対象とした居場所づくりやボランティアの育成が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
青少年の健全育成支援	ー 青少年関係団体の育成支援 ー 青少年の自主的な活動に対する支援

5 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（生涯学習課）

青少年の健全育成を目指し、青少年が学校、地域、家庭で伸び伸びと育まれる環境作りを推進します。また、各小学校で実施している地域子ども教室をはじめ、青少年関係団体・機関との連携を推進します。

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援（児童館）

出会いと交流を目的として、中学・高校生のための居場所づくりに取り組むとともに、広く青少年がボランティア活動に参加できるよう育成・支援に努めます。